

令和6年第2回野洲市議会定例会提出案件

1 新年度予算 10件

- 議第3号 令和6年度野洲市一般会計予算
- 議第4号 令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第5号 令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第6号 令和6年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第7号 令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第8号 令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第9号 令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第10号 令和6年度野洲市水道事業会計予算
- 議第11号 令和6年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第12号 令和6年度野洲市病院事業会計予算

2 補正予算 6件

- 議第13号 令和5年度野洲市一般会計補正予算（第13号）

①予算額

- ・補正前予算額 29, 378, 631千円
- ・補正額 △287, 590千円
- ・補正後予算額 29, 091, 041千円

②補正の概要

【歳入】

- ・個人市民税（90,385千円）、固定資産税（98,229千円）の増額及び法人市民税（△431,985千円）の減額
- ・普通交付税の追加交付による増額（123,357千円）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額に伴う国庫負担金（△46,830千円）及び国庫補助金（△23,985千円）の減額
- ・農業者の経営発展を図るための担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定に伴う県支出金の計上（70,599千円）
- ・永原御殿跡保存整備事業費等の減額に伴う国庫補助金（△19,702千円）及び県補助金（△515千円）の減額

【歳出】

- ・減債基金への積立て（61,374千円）、公共施設等整備基金への積立て（50,000千円）及び都市計画事業基金への積立て（145,000千円）
- ・発達支援センター工事請負費等執行差額分の減額（△89,000千円）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業の決算見込みに伴う予防接種等委託料（△14,000 千円）、事業委託料（△53,231 千円）及び事務委託料（△3,768 千円）の減額
 - ・農業者の経営発展を図るための担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定に伴う補助金の計上（70,599 千円）
 - ・下水道会計負担金の減額（△24,975 千円）
 - ・中主小学校新館大規模改修工事（△77,218 千円）及び三上小学校体育館照明 LED 化等工事（△4,840 千円）に係る執行差額分の減額
 - ・永原御殿跡整備工事に係る執行差額分の減額（△26,000 千円）
- ③債務負担行為
- ・余熱利用施設整備運営事業に係る運営業務及びその他業務のサービスの対価の改定に伴う債務負担行為の追加
(期間：令和5年度から令和23年度まで 限度額：26,000 千円)

□議第14号 令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

①予算額

- | | |
|---------|----------------|
| ・補正前予算額 | 4, 767, 536 千円 |
| ・補正額 | 114, 830 千円 |
| ・補正後予算額 | 4, 882, 366 千円 |

②補正の概要

【歳入】

- ・国民健康保険税における法定軽減の決定に伴う一般被保険者国民健康保険税の増額（11,899 千円）
- ・保険給付費支給見込額増額に伴う保険給付費普通交付金の増額（114,400 千円）
- ・保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の減額（△11,655 千円）
- ・繰越金の減額（△3,772 千円）

【歳出】

- ・一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費給付金並びに葬祭費補助金の決算見込みによる増額（114,400 千円）

□議第15号 令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

①予算額

- | | |
|---------|-------------|
| ・補正前予算額 | 733, 210 千円 |
| ・補正額 | 45, 411 千円 |
| ・補正後予算額 | 778, 621 千円 |

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる特別徴収保険料の減額（△3,258千円）及び普通徴収保険料の増額（49,495千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額（△1,026千円）
- ・所得更正等による過年度の保険料の歳出還付に伴う後期高齢者広域連合からの保険料還付金の増額（200千円）

【歳出】

- ・特別徴収保険料の減額及び普通徴収保険料の増額並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額（45,211千円）
- ・所得更正等による過年度の保険料における還付加算金の増額（200千円）

□議第16号 令和5年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- | | |
|---------|---------------|
| ・補正前予算額 | 5 7, 1 9 2 千円 |
| ・補正額 | 1, 2 4 7 千円 |
| ・補正後予算額 | 5 8, 4 3 9 千円 |

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額（1,247千円）

【歳出】

- ・過年度の余剰金の累積に伴う一般会計繰出金の増額（1,247千円）

□議第17号 令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第4号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- | | |
|---------|--------------------|
| ・現計予算額 | 1, 0 5 1, 6 2 2 千円 |
| ・補正予算額 | 3, 3 1 3 千円 |
| ・補正後予算額 | 1, 0 5 4, 9 3 5 千円 |

〔支出〕

- | | |
|---------|--------------------|
| ・現計予算額 | 1, 0 9 3, 0 5 4 千円 |
| ・補正予算額 | 5, 3 1 3 千円 |
| ・補正後予算額 | 1, 0 9 8, 3 6 7 千円 |

②補正の概要

【収益的収入】

- ・令和6年能登半島地震応援に係る一般会計負担金の計上（3,313千円）

【収益的支出】

- ・燃料費の増額（100千円）、修繕費の増額（100千円）
- ・手当の増額（1,689千円）、旅費の増額（672千円）、備消品費の増額（652千円）、
使用料の増額（100千円）
- ・令和6年能登半島地震応援に関する経費の計上（2,000千円）

□議第18号 令和5年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1, 733, 684千円
- ・補正予算額 1, 917千円
- ・補正後予算額 1, 735, 601千円

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 663, 757千円
- ・補正予算額 1, 917千円
- ・補正後予算額 1, 665, 674千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 204, 516千円
- ・補正予算額 △8, 927千円
- ・補正後予算額 195, 589千円

〔支出〕

- ・現計予算額 848, 461千円
- ・補正予算額 1, 228千円
- ・補正後予算額 849, 689千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・令和6年能登半島地震応援に係る一般会計負担金の計上（1,917千円）

【収益的支出】

- ・燃料費の増額（100千円）、修繕費の増額（50千円）
- ・手当の増額（965千円）、旅費の増額（672千円）、備消品費の増額（100千円）、
使用料及び賃借料の増額（30千円）

【資本的収入】

- ・社会資本整備総合交付金の増額（17,965千円）
- ・一般会計出資金の減額（△26,892千円）

【資本的支出】

- ・ストックマネジメント点検調査業務委託の増額（17,854千円）
- ・野洲市公共下水道（雨水）事業計画変更設計業務委託の減額（△17,854千円）
- ・国庫補助金返還金の計上（1,228千円）

3 条例制定・改廃 18件

□議第 19 号 野洲市都市計画の提案に係る規模を定める条例

「野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」を改正し、住居系の類型の区域の最小面積を 0.3ha とするため、都市計画法第 21 条の 2 第 1 項の規定により、都市計画の決定又は変更の提案をすることができる一団の土地の区域を別に定めるに当たり、都市計画法施行令第 15 条ただし書に基づき条例を制定する。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 20 号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正

□議第 21 号 野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正

□議第 22 号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正

□議第 23 号 野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正

厚生省令及び厚生労働省令（以下これらを「省令」という。）に準拠して条例を定めており、省令が 3 年ごとに大きく改正されること及び随時省令の解釈通知等が発出されることから、省令の内容を遺漏なく即時に適用するため、条例には市の独自規定のみを規定し、それ以外の省令に準拠している内容は、条例に省令を引用するよう全部改正を行う。

【市の独自規定】

○省令において記録の保存期間を 2 年間としている規定を一部 5 年間とする。

→議第 20 号及び議第 21 号に規定

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の定員を 29 人以下とする。

→議第 22 号に規定

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市附属機関設置条例及び野洲市いじめ防止等対策条例の一部を改正する条例

組織機構の再編に伴い、教育総務課と学校教育課を統合し、学務課を新たに設置するため、所要の改正を行う。

○第 1 条 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

○第 2 条 野洲市いじめ防止等対策条例の一部を改正する条例

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 25 号 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律が昨年 5 月 8 日に公布され、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となったため、育児休業を取得している会計年度任用職員の場合においても、期間率に応じた勤勉手当を支給できるよう所要の改正を行う。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 26 号 野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、同法に新たに条項が創設されること等に伴い、同法及び地方自治法施行令を引用している条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行う。

○第 1 条 野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

○第 2 条 野洲市監査委員条例の一部改正

○第 3 条 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 27 号 野洲市使用料条例及び野洲市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 6 年 4 月から公共施設予約システムの運用を開始することに伴い、これに対応するため、所要の改正を行う。

○第 1 条 野洲市使用料条例の一部改正

- これまで別表において施設ごとに規定していた市内の団体、湖南地域の団体等の定義を統一し、必要かつ充分な要件として改めて定義する。
- 総合体育館の使用料について、端数処理後の金額を明確にするため、分割貸しの料金を明記し、繰上げ処理を行う時点を明示するとともに、延長利用に係る制限を追加する。
- 野洲川河川公園の使用料を新たに追加する。

○第 2 条 野洲市都市公園条例の一部改正

- 使用料に関する規定を削除し、使用料条例で定めることに改める。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 28 号 野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと納税に係る寄附額は、一旦全額を基金に積立てをしているが、財政面での運用の柔軟性を高めるため、ふるさと納税制度の運用に要する経費を除くよう、所要の改正を行う。

○第 5 条 寄附金の基金への積立てについて

- ・寄附金を財源として積み立てる額は、ふるさと納税制度の運用に要する経費を除いた額とすることを明記する。

○第 9 条 基金の処分について

- ・第 2 条各号に掲げる使途の他に、ふるさと納税制度の運用に要する経費にも充てられるよう追加する。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 29 号 野洲市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例

令和 6 年 4 月 1 日施行の野洲市福祉医療費助成条例の一部改正分のうち、重度の精神障害者の受診に係る福祉医療費の適用を一部の診療科から全診療科への拡大と併せ、対象者の表記を「重度心身障害者（児）」から「重度障害者（児）」に改正することとなつたが、そのうち平成 22 年の一部改正の付則において、住所地特例の適用を受けている当時の「重度心身障害者（児）」が所得要件を満たし、福祉医療の対象となっている者が、現在もなおその適用を受けて施設に入所されていることから、所要の改正を行う。

施行日 第 1 条及び第 3 条関係 公布の日

第 2 条関係 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 30 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

第 9 期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護サービス等の見込量による給付額を基に、必要となる推計保険料総額から算定した 1 段階追加を含めた各所得段階の保険料率の額の改定が必要となるため、所要の改正を行う。

○保険料の所得段階に関する改正

保険料の所得段階を現行の 12 段階から 13 段階へ改める（現第 11 段階と第 12 段階との間に 1 段階追加）とともに、一部の段階で基準所得の見直しを行う。

【第 8 期計画】 【第 9 期計画】

第 9 段階	4,000,000 円未満	→	4,200,000 円未満
第 10 段階	6,000,000 円未満	→	5,200,000 円未満
第 11 段階	10,000,000 円未満	→	6,200,000 円未満
第 12 段階		(追加)	7,200,000 円未満
第 13 段階 (現行第 12 段階)	10,000,000 円以上	→	7,200,000 円以上

○保険料率に関する改正

令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率について、第 1 段階から第 3 段階まで及び第 10 段階から第 13 段階（1 段階追加を含む。）までにおける保険料率の額を改める。

【第 8 期計画】 【第 9 期計画】

第 1 段階	0.3	→	0.285
第 2 段階	0.5	→	0.485
第 3 段階	0.7	→	0.685
第 10 段階	1.8	→	1.9
第 11 段階	1.9	→	2.1
第 12 段階		(追加)	2.3
第 13 段階	2.0	→	2.4

（現行第 12 段階）

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 31 号 野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行されることにより、漁港漁場整備法の題名が改正されるため、所要の改正を行う。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 32 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、退去等命令の規定が追加されたことにより、所要の改正を行う。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 33 号 野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

「みず事業所」から「上下水道事務所」へ名称の変更を行うことと、引用している地方自治法の条文が改正により条ずれが生じるため、所要の改正を行う。

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

□議第 34 号 野洲市水道事業給水条例及び野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行なう者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 4 月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、所要の改正を行う。

○第 1 条 野洲市水道事業給水条例の一部改正

○第2条 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部改正

施行日 令和6年4月1日

□議第35号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」という。）の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっており、当該基準政令の改正に伴い、所要の改正を行う。

施行日 令和6年4月1日

□議第36号 野洲市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例

令和6年4月1日付けで公益社団法人野洲市シルバー人材センターの機能が野洲市シルバーワークプラザ中主（以下「ワークプラザ中主」という。）から野洲市シルバーワークプラザやす（以下「ワークプラザやす」という。）に移行されることからワークプラザ中主を閉所する。これに伴い、ワークプラザ中主の会議室の貸館業務等が廃止になること、またワークプラザやすの会議室も貸館業務等がないことから法に定める公の施設として位置付けておく必要がないため、本条例を廃止する。

○付則第2項 野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部改正

施行日 令和6年4月1日

4 その他 4件

□議第37号 指定管理者の指定につき議決を求ることについて（野洲市なかよし交流館）

野洲市なかよし交流館の指定管理について、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を新たな指定期間と定め、特定非営利活動法人YASUほほえみクラブを指定管理者に指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第38号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

路線名	認定理由
下ノ沢2号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
十ヶ坪1号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
十ヶ坪2号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

十ヶ坪3号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
十ヶ坪4号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
天皇前1号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
天皇前2号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
天皇前3号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
天皇前4号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定

□議第39号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成30年6月28日に議決を得、令和3年3月24日及び令和4年3月25日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業において、契約金額を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

①事業契約変更金額

変更前事業契約金額 2, 653, 995, 586円

変更分金額 25, 372, 368円

変更後事業契約金額 2, 679, 367, 954円

②物価変動

運営業務の物価変動

企業向けサービス対価指数…労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）

令和2年 平均	令和5年8月（確報）	改定率
113.00	118.6	4.90%

その他の業務の物価変動

企業向けサービス対価指数…その他諸サービス（日本銀行調査統計局）

平成30年 平均	令和5年8月（確報）	改定率
103.33	110.4	6.80%

※前回の改定年度の前年の指数の平均とその年の8月の指数を比較して、±3%以上
の差が生じた場合、又は初回もしくは前回からの累積で±3%以上の差が生じた場
合改定を行う。

※サービス対価支払期間は、令和2年から22年間

③契約の相手方 滋賀県野洲市大篠原3333番地6

野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社

代表取締役 浮穴 浩一

□議第 40 号 野洲市都市計画マスターplanの一部改訂について

上位計画である第 2 次野洲市総合計画の一部改訂に係る議決に伴い、その内容に即すとともに、都市計画を取り巻く情勢の変化に対応するため、都市計画法第18条の 2 の規定に基づく野洲市の都市計画に関する基本的な方針である野洲市都市計画マスターplanの内容の一部改訂を行うことから、野洲市議会基本条例第11条第 4 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

5 人事案件 1 件

□議第 41 号 野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるることについて

次の者を野洲市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
きたわき 北脇 泰久	●●●●●●●●	●●●●●●●●

※任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで